

第 52 号議案

豊後大野市農業集落排水施設条例の一部改正について

豊後大野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和元年 10 月 1 日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が 8%から 10%へ引き上げられることに伴い、条例改正を行いたいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例

豊後大野市農業集落排水施設条例（平成 17 年豊後大野市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項の表中「1,350 円」を「1,382 円」に、「183 円」を「186 円」に、「195 円」を「199 円」に、「205 円」を「209 円」に、「214 円」を「218 円」に、「225 円」を「229 円」に改め、同条第 3 項中「1 円未満」を「10 円未満」に、「切り捨てる」を「四捨五入する」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 改正後の豊後大野市農業集落排水施設条例第 20 条の規定は、令和元年 11 月 1 日以後に調定が行われる月分の使用料について適用し、同年 10 月 1 日から同月 31 日までの間に調定が行われる月分の使用料については、なお従前の例による。